

第 号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

年 月 日

宮崎県公安委員会 印

記

- 1 聴聞の期日 年 月 日 時 分開始
- 2 聴聞の場所